

資料 2

障がい者芸術活動支援センター運営業務

業務仕様書

令和 7 年 2 月
岩 手 県

障がい者芸術活動支援センター運営業務仕様書

この仕様書は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「障がい者芸術活動支援センター運営業務」（以下「本業務」という。）に係る契約候補者の選定に関して、県が契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を示すものである。

1 業務名

障がい者芸術活動支援センター運営業務

2 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 業務の内容

障がい者の創作活動を支援する「障がい者芸術活動支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し、障がい者やその家族及び事業者等に対する相談対応、障がい者による創作活動を支援する人材の育成や展示会の開催等、障がい者文化芸術の裾野を広げるための支援を行うこと。

4 仕様

支援センターの運営に係る以下の業務を実施すること。

(1) 相談窓口の設置

障がい者の文化芸術活動に係る相談窓口を設置し、問合せのあった事項に対応すること。

ア 必要に応じて、弁護士等専門家の助言を得ながら相談業務を行うこと。

イ 相談内容及びその対応については、取りまとめの上、定期的に県に報告すること。

(2) ワークショップ及び研修会等の開催

創作活動を支援する職員等の育成及び相互のネットワーク形成のための意見交換会を含めたワークショップを開催するほか、障がい者の権利保護に係る研修会を開催すること。また、施設・事業所等の管理者を対象とした障がい者文化芸術の普及啓発のための研修会を開催すること。

ア 次の(ア)～(ウ)のとおりワークショップ及び研修会等の内容を企画し、講師との調整、事前準備から当日運営を含めた一切の業務を行うこと。ただし、内容については本事業の目的に基づいたものとするとし、必要に応じて県と協議しながら進めること。

(ア) ワークショップ

a 障がい者の文化芸術活動を支援する関係者（施設・事業所職員等）を対象に、その支援の方法等について、実践的なスキルの向上を目指すワークショップを開催すること。

b 2回以上開催すること。

c 講師は、障がい者の文化芸術活動を実践する外部有識者を選出すること。

d 障がい者の創作活動に対する支援の方法や障がい特性への理解促進に努めること。また、開催するワークショップのうち1回以上は、2名程度の外部有識者（県内または県外において障がい者の文化芸術活動を支援する組織の関係者等）に参加いただき、幅広い事例を盛り込んだ意見交換会も併催すること。

(イ) 権利保護研修会

a 著作権をはじめとする障がい者の権利保護に関する研修会を開催すること。

b 1回以上開催すること。

c 講師は、弁護士等の専門家を選出すること。

d 県が策定した「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」の普及啓発に努めること。

(ウ) 施設・事業所等管理者研修会

- a 県内の障がい福祉事業所等の管理者を対象とした障がい者文化芸術の普及啓発等のための研修会を開催すること。
- b 1回以上開催すること。開催に当たっては、他の研修会等と併催しても構わないこと。
- c 講師は、障がい者の文化芸術活動を実践する外部有識者を選出すること。
- d 各施設・事業所等における障がい者の文化芸術活動の事例発表等により、障がい者文化芸術の普及啓発及び創作活動に対する支援の在り方等への理解促進に努めること。

イ 会場については、県内全域の参加希望者がアクセスしやすい場所を設定すること。

ウ 各ワークショップ及び研修会の開催に合わせて、適宜の方法で周知を行うこと。

エ 今後事業を展開するに当たり参考とするため、参加者に対してアンケート調査を実施すること。

(3) 指導者の派遣

障がい者の文化芸術活動に取り組む施設・事業所等に指導者を派遣し、創作活動の手法等に関する指導を行うこと。

ア 実際の創作活動の中で、実践的な支援の方法等について指導すること。

イ 講師及び派遣先の施設・事業所等との調整、事前準備から当日運営を含めた一切の業務を行うこと。

ウ 2回以上実施すること。原則(4)に併せて実施することを想定しているものであること。

エ 講師は、障がい者の文化芸術活動を実践する外部有識者を選出すること。

オ 今後事業を展開するに当たり参考とするため、派遣先の施設・事業所等に対してアンケート調査を実施すること。

(4) 作家及び作品や取組事例の調査

在宅等で創作活動を行っているために、県民の目に触れていない新たな作家及び作品や、これまで作品として認識されづらかった新しい価値につながる取組事例について調査を行うこと。

ア 調査を実施するに当たっては、適宜障がい福祉事業所等からの協力を得ながら進めること。

イ 2回以上実施すること。

ウ 調査した障がい者又はその作品については、可能な限り展示等適宜の方法で県民等に対し公開するよう検討を行うこと。

エ 調査結果等については、報告書としてまとめること。なお、調査内容及びその結果については、適宜の方法により情報発信を行うこと。

(5) 障がい者文化芸術祭及びふれあい音楽祭の実施

障がい者文化芸術祭及びふれあい音楽祭の企画、運営等一切の業務を行うこと。

ア 企画及び運営については、障がい福祉事業所や障がい者関係団体関係者等と協議する場を設け、意見等聴取の上決定すること。

イ 障がい者による文化芸術作品（絵画・写真・工芸・書道・文芸の5部門）を募集すること。各部門において、最優秀賞1点、優秀賞2点、特別賞1点、佳作3点程度、全部門共通で努力賞を15点程度選定し、式典において表彰すること。また、出品者全員に参加賞を授与すること。入賞者への賞品は、最優秀賞4,000円、優秀賞3,500円、特別賞2,500円、佳作1,500円、努力賞1,000円程度とし、参加賞は300円程度とする。

ウ 表彰式参加の入賞者に対し、旅費を支払うこと。

エ ふれあい音楽祭の際、ステージ発表部門として、コーラス、楽器演奏、ダンス等の発表の場を設け、その参加団体を募集すること。

オ 他の音楽祭の実行委員会などと協力の上、他の音楽祭との連携イベントを実施し、多くの県民との交流の場を創出すること。

カ 作品募集要項、プログラム、出品者名簿、広報用チラシ等を作成し、配布すること。

- キ 式典及びふれあい音楽祭において、手話通訳者や要約筆記者を配置することとし、その者に対し、謝金及び旅費を支給すること。
- ク 式典、作品展示及びステージ発表に係る会場の設営及び撤去を行うこと。

(6) 協力委員会の設置

支援センターの運営等に係る助言や協力を得るため、外部有識者等による協力委員会を設置すること。

ア 協力委員会については10名程度で組織し、委員については、障がい福祉事業所、障がい者関係団体、教育機関関係者、行政機関関係者、美術館関係者、弁護士等により構成すること。

イ 委員に対して、謝金及び旅費を支給すること。

(7) 出向いて行う相談・専門的知見によるアドバイスの実施

支援センター業務において把握した、短期間では解決が難しい・対面での対応が望ましい「相談・悩み事」等に対し、訪問などによる相談支援及び外部有識者による助言等を実施すること。

なお、外部有識者及び訪問先の施設・事業所等との調整、事前準備から当日運営を含めた一切の業務を行うこと。

ア 対面等の方法により、丁寧なヒアリングを行うこと。

イ 「相談・悩み事」の解決に向けて、先進的な取組の情報収集、調査を行うなど工夫すること。

ウ 外部有識者は、「相談・悩み事」に応じて、その分野に詳しい専門家や障がい者の文化芸術活動を実践する者などから選出し、講習会やワークショップ等を通じて、適切な方法により助言を行うこと。

エ 助言の一定期間経過後、「相談・悩み事」の状況確認及び支援の振り返りを行うこと。

オ 助言と振り返りは、外部有識者の訪問等により行うこと（1ケース2回以上の訪問）とし、3件以上のケースに対応すること。必要に応じて、(3)及び(4)に併せて実施することを想定しているものであること。

(8) 事業の実施方法

ア 当該事業については、厚生労働省の身体障害者福祉費補助金（障害者芸術文化活動普及支援事業）及び地域生活支援事業費等補助金の助成を受ける見込であり、当該事業が採択された場合は、本仕様書のほか、その実施要綱等の内容に則り、事業を実施すること。

イ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づく「岩手県知事部局における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長）第3に規定する合理的配慮の提供について留意すること。

ウ 上に定めたもの又はその他の事項について、必要に応じて、適宜県と協議しながら進めること。

5 成果品

成果品については、次のとおり作成し、県に提出すること。

(1) 内容

ア 実施報告書（カラー、2部）

本仕様書の内容に従い本業務を実施し完了したことを、次の内容を含めて作成すること。

(ア) ワークショップや研修会等の様子を撮影したカラー写真

(イ) ワークショップや研修会の参加者等を対象としたアンケート調査の実施結果及び分析結果

(ウ) 調査の結果

(エ) 障がい者文化芸術祭及びふれあい音楽祭の実施結果

(オ) カラー印刷の元データを、DVD等により提出すること。

イ 広報物（カラー、2部）

ワークショップや研修会等の広報・宣伝に用いたチラシ等の広報媒体

ウ その他、本業務で作成した資料のうち、県が指示する資料 一式

(2) 納入場所

岩手県文化スポーツ部文化振興課（〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁12階）

(3) その他

ア 受託者がデジタル化し、県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。

イ 写真等の著作権・肖像権処理等、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。また、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わないこと。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

ア 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは運営等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

イ 受託者は、上記アに該当しない限りにおいて本業務の一部を第三者に委託することができる。その際、事前に県に対して、書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する監視方法等、必要事項を報告し、了承を得なければならない。

ウ 受託者は、再委託の相手方が行った作業について全責任を負うものとする。また、受託者は、再委託の相手方に対して、本業務の受託と同等の義務を負わせるものとし、再委託の相手方との契約においてその旨を定めるものとする。

エ 受託者は、再委託の相手方に対して、定期的又は必要に応じて、作業の進捗状況等の履行状況について報告を行わせるなど適正な履行の確保に努めるものとする。また、受託者は、県が本業務の適正な履行の確保のために必要があると認めるときは、その履行状況について県に対して報告し、また、県が自ら確認することに協力するものとする。

オ 受託者は、県が承認した再委託の内容について変更しようとするときは、変更する事項及び理由等について記載した申請書を提出し、県の承認を得るものとする。

(2) 再委託の相手方

受託者は、(1)イにより本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した文書により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、(1)イにより再委託を受けた者について、本業務の履行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

- ア 本業務によって作成される成果は、県から受託者に本業務に係る費用が完済されたとき、受託者から県へ移転するものとする。ただし、権利の移転前であっても、県が必要な範囲において成果品を利用できるものとする。
- イ 受託者は、本業務の成果品に係る著作権人格権（著作権法第 17 条）を行使又は主張しないものとする。
- ウ 受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、当該著作物の使用に関して費用負担を含み一切の手続を行うものとする。

(5) 機密の保持

- ア 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、県から取得した資料（電子媒体、文書、図面等の形態は問わない。）を含め契約上知り得た情報を、第三者に開示、漏えい及び本業務に係る作業以外の目的で利用してはならない。ただし、次のいずれかに該当する情報は除くものとする。
 - (ア) 県から取得した時点で、既に公知であるもの。
 - (イ) 県から取得後、受託者の責によらず公知となったもの。
 - (ウ) 法令等に基づき開示されるもの。
 - (エ) 県から秘密でないと指定されたもの。
 - (オ) 第三者への開示又は本業務に係る作業以外の目的で利用することにつき、事前に県に協議の上、承認を得たもの。
- イ 受託者は、県の許可なく、取り扱う情報を指定された場所から持ち出し、あるいは複製しないものとする。
- ウ 受託者は、本業務に係る作業に関与した受託者の所属職員が異動した後においても、機密が保持される措置を講ずるものとする。

(6) 個人情報保護

受託者は、本業務を履行するために個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(7) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行うものとする。